

山口市相談支援事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、山口市相談支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、山口市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等に、事業の実施を委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 相談支援事業

(2) 基幹相談支援機能強化事業

2 相談支援事業は、障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）に関する業務

(2) 社会資源を活用するための支援に関する業務

(3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務

(4) ピアカウンセリングに関する業務

(5) 権利の擁護のために必要な援助に関する業務

(6) 専門機関の紹介に関する業務

3 基幹相談支援機能強化事業は、前項の相談支援事業を円滑に実施するため特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、次に掲げる業務を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものとする。

(1) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応

(2) 地域の相談支援体制の強化への取組として次に掲げる業務

ア 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言

イ 地域の相談支援事業所に対する研修会の企画及び運営、日常的な事例検討会の開催等人材育成のための支援

ウ 地域の相談支援事業所、民生委員児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関との会議の開催等による連携強化

(3) 地域移行及び地域定着の促進への取組として次に掲げる業務

ア 障害者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(4) 山口市地域自立支援協議会の運営に関する業務

(5) その他市長が必要と認めた業務

(職員の配置等)

第4条 相談支援事業者は、事業の実施にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員又は介護支援専門員等のいずれか（以下「ソーシャルワーカー」という。）で障がい者の相談・援助業務の経験がある者1名以上を配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業者関係業務に従事することができる。

2 相談支援事業者は、特別な相談支援が必要なときは、ソーシャルワーカーに加えて、専門的な知識を有する者のうち特別な相談支援に対処できる者を従事させなければならない。

3 相談支援機能強化事業にあつては、障がい者の相談・援助業務の経験があるソーシャルワーカーで山口市相談支援機能を強化するために必要と市長が認めたものとする。

(遵守事項)

第5条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制、職務環境、及び訪問手段等を定めておかななければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(利用料)

第6条 利用料は、無料とする。

(秘密の保持)

第7条 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(山口市障害者生活支援事業実施要綱の廃止)

2 山口市障害者生活支援事業実施要綱は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に附則第2項の規定による廃止前の山口市障害者生活支援事業実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。